

収することができる。

第八条 会員は、登山やハイキングを行うときには山行計画書を会へ提出して承認を受けなければならない。

第九条 会員が次のいずれかに該当する時は、総会の議決をもって除名することができる。

1. 会費の納期を一年以上経過しても理由なく滞納している場合。
2. この会の会員としてふさわしくないと認められる場合。

第十条 会員は、自由にこの会を脱会することができる。ただし、所定の手続きを取り会費を精算しなければならない。

- 2 会員は、所定の手続きにより、この会を休会することができる。ただし、議決権を有しない。

#### 第四章 機関

第十一条 この連盟に次の機関をおく。

1. 総会
2. 役員会
3. 事務局、運営委員会および専門部

第十二条 総会はこの会の最高議決機関で、原則として一年に一回役員会で決定し会長が招集する。ただし、役員会が必要と認めた時、会員の二分の一以上の要請があった時のいずれかに該当する時は臨時に総会を招集しなければならない。

- 2 総会は役員、運営委員及び「正会員」で構成される。
- 3 総会は「正会員」の過半数の出席で成立し、決議は「正会員」の過半数を必要とする。委任状は議長に提出し、総会の成立要件に含める。

第十三条 総会は次の事項を審議、決定する。

1. 会活動の総括と方針
2. 予算及び決算
3. 役員を選出
4. 規約の改廃
5. その他会の目的遂行に必要な事項

第十四条 役員会は総会に次ぐ決議執行機関で、年一回以上会長が招集する。ただし、役員過半数の要求があったときは、役員会を招集しなければならない。

2. 役員会は会長、事務局長、会計、常任委員で構成される。
3. 役員会は役員過半数の出席で成立し、決議は役員過半数で成立する。

第十五条 役員会は次の事項を執行、審議、決定する。

1. 会活動の具体化
2. 総会より委任された事項
3. 会則についての審議の解釈
4. 規定の改廃
5. 運営委員会および専門部員の設置、改廃及び総括